

## 吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 -----略-----</p> <p><u>(規約の廃止)</u></p> <p>2 <u>吹田市国民健康保険の特例に関する規約（昭和35年吹田市条例第357号。以下「旧規約」という。）は、この条例の施行の日に廃止する。</u></p> <p><u>(国民健康保険運営協議会委員の経過措置)</u></p> <p>3 <u>この条例施行の際、現に旧規約第3条の運営協議会委員の職にあつた者は、この条例第2条により委嘱された運営協議会委員とみなし、任期は、旧規約により選任された日から起算する。</u></p> <p><u>(未支給の保険給付の経過措置)</u></p> <p>4 <u>この条例施行前に行なうべきであつた保険給付で、この条例の施行の際まだ行なっていないものについては、なお、従前の例による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 -----略-----</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)</u></p> <p>2 <u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、3月を超える期間ごとに受けるものを除く。以下同じ。）を受ける被保険者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症による療養（当該感染が疑われる疾病による療養を含み、令和元年12月29日から規則で定める日までの間に開始したものに限る。以下「療養」という。）のため就労することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>3 <u>傷病手当金の支給の対象となる日は、療養のため就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「手当金開始日」という。）以後手当金開始日から1年6月を経過する日までの間において療養のため就労することができなかつた期間のうち就労することを予定していた日とする。</u></p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、その支給の対象となる日1日につき、手当金開始日の2月前の日の属する月の初日から療養のため就労することができなくなった日の前日までの間の給与等の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額が健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額を超えるときは、当該30分の1に相当する額）（それらの額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）</u></p>

現 行	改 正 案
<p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p><u>(昭和35年度における保険料の特例)</u></p> <p>7 <u>昭和35年度について第9条の規定を適用する場合は、同条中「100分の90」とあるのは「100分の85」と読み替える。</u></p> <p>8 <u>この条例の施行により、あらたに国民健康保険が実施される区域内にこの条例の施行の際、現に住所を有するため、第8条の保険料の納付義務者となる者に対して課する昭和35年度の保険料の賦課額については、第10条第1項ただし書きの規定にかかわらず、15,000円を限度とする。</u></p> <p>9 <u>この条例の施行により、あらたに国民健康保険が実施される区域内にこの条例の施行の際、現に住所を有するため、第8条の保険料の納付義務者となる者に対して適用する昭和35年度の保険料率については、第12条の規定にかかわらず、第12条の保険料率の2分の1に相当する数、又は額とする。</u></p> <p>10 <u>この条例の施行により、あらたに国民健康保険が実施される区域内にこの条例の施行の際、現に住所を有するため、第8条の保険料の納付義務者となる者に対する昭和35年度の保険料の賦課期日については、第13条の規定にかかわらず10月1日とする。</u></p> <p>11 <u>昭和35年度において第22条第1項を適用する場合、同条同項の規定にかかわらず、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定に基づいて算定した額とする。ただし、所得割額の算定については、第11条中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と読み替える。</u></p> <p><u>(保険料の経過措置)</u></p> <p>12 <u>この条例の施行前にかかる保険料の賦課又は徴収については、なお、従前の例による。</u></p>	<p><u>とする。ただし、療養のため就労することができなかつた日について給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを控除した額とする。</u></p>